

事務連絡
令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付け事務連絡。以下「令和4年3月14日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和4年11月9日付け事務連絡）等に基づき、財政支援を行っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度相当分の保険料（税）までで財政支援を終了することとします。

都道府県におかれましては、令和5年度以降における取扱いについて、下記内容を御了知の上、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

記

過去財政支援の対象となった令和元年度～令和4年度相当分保険料（税）の取扱いについて

- 1 以下に示す減免を行った場合については、令和5年度特別調整交付（補助）金の交付対象とする予定である。令和5年度特別調整交付（補助）金の交付基準は追って通知する。なお、本件減免については、令和6年度以降の特別

調整交付（補助）金の交付対象とはならないので留意されたい。

（市町村）

- （１）令和４年３月１４日事務連絡別紙１の基準に該当する被保険者に対して、令和４年度分の保険料（税）であって、令和５年１月１日から令和５年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （２）令和４年３月１４日事務連絡 別紙１の基準に該当する被保険者に係る令和４年度相当分の保険料（税）額であって、令和４年度末に資格を取得したこと等により令和５年４月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （３）「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和２年５月１日付け保国発 0501 第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和３年６月２日付け事務連絡）又は令和４年３月１４日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和２年度相当分、令和３年度相当分又は令和４年度相当分の保険料（税）の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和２年度、令和３年度又は令和４年度の国民健康保険災害等臨時特例補助金又は特別調整交付金により財政支援を受けていない場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。

（国保組合）

- （１）令和４年３月１４日事務連絡 別紙２の基準に該当する被保険者に対して、令和４年度分の保険料であって、令和５年１月１日から令和５年３月３１日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。
- （２）令和４年３月１４日事務連絡 別紙２の基準に該当する被保険者に係る令和４年度相当分の保険料額であって、令和４年度末に資格を取得したこと等により令和５年４月以後に納期限が到来するものについては、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整補助金により財政

支援する予定であること。

(3) 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付け事務連絡)又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険組合災害等臨時特例補助金又は特別調整補助金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。

2 減免対象期間中に既に徴収した保険料(税)がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。